

公募型指名競争見積方式に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争見積参加者の選定の手続を開始します。なお、本手続きについては、公募型指名競争入札方式実施要綱（平成 22 年要綱第 3 号）を準用するものとします。

令和 7 年 4 月 11 日

宇和島市長 岡 原 文 彰

記

1. 概要

(1) 物品購入

- | | |
|-----------|--|
| ① 物 品 名 | 宇和島市小中学校教育用タブレット端末ほか一式 |
| ② 納 入 場 所 | 市の指定場所 |
| ③ 調 達 物 品 | ・タブレット端末 ・端末用ケース ・キーボード 他 |
| ④ 納 入 期 限 | 令和 7 年 12 月 26 日 |
| ⑤ そ の 他 | この契約は、宇和島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 59 号）第 3 条の規定により、宇和島市議会の議決を要するため、落札後「仮契約」を締結し、議会の議決を得た時に、仮契約を「本契約」とみなす。 |

(2) 通信サービス

- | | |
|---------|---|
| ① 件 名 | 宇和島市小中学校教育用タブレット端末通信サービス |
| ② 概 要 | 宇和島市小中学校教育用タブレット端末導入に伴い必要となる通信サービス |
| ③ 期 間 | 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
※ただし、令和 12 年 12 月 31 日まで契約を継続するため、本契約後その旨の覚書を作成し、各年度毎に契約書を取り交わすものとする。各年度の契約回線数（見込み）は、覚書（案）に記載のとおり。 |
| ④ そ の 他 | この契約及び覚書の締結時期は、「宇和島市小中学校教育用タブレット端末ほか一式」の物品購入に係る宇和島市議会の議決を得た後とする。 |

2. 参加条件

(1) 資格要件

宇和島市における役務・物品の調達等に係る競争入札参加資格の認定を受けている者。

※ 競争入札参加資格の認定を受けていない場合には、「令和 7・8 年度 競争入札（見積）参加資格審査申請書」を「公募型指名競争見積参加申込書」に添えて申し込むことができる。

(2) 同等品承認

仕様書に掲げる参考型番以外の同等品を納入しようとする場合には、当該同等品について承認を得ている者。

(3) その他

見積説明書 1 (1) を満たしている者。

3. 申込書受付期間

(1) 受付期間：公示日の翌日から令和7年4月25日（金）まで

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。ただし最終日は正午まで。）

(2) 提出場所：〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市 総務部契約検査室 契約係 Tel(0895)24-1111（内線2434）

(3) 提出方法：持参または郵送とする。

【見積説明書】

1 指名されるために必要な要件

(1) 見積参加者に要求される資格

令和 7・8 年度競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、市長による当該業務に係る競争参加資格の確認を受けた者

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年告示第 97 号）に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- ④ 見積の適正さが阻害されるおそれがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者の同一見積への参加は認めないこととする。

(2) 見積参加者を選定するための基準

「宇和島市発注の工事請負契約に係る指名基準」を準用する。なお、同基準中「技術的適性」については、業務実績を勘案するものとする。

上記の基準及び公示における「参加条件」を満たしたうえでも、参加希望者数によっては、評価基準を設けて審査し優先上位から選定する場合がある。

2 資料の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い、資料を提出しなければならない。

なお、受付期間内に資料が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争見積に参加することはできない。

(2) 資料は、次の①から②までに従い作成すること（参加希望者の押印は不要）。

- ① 公募型指名競争見積参加申込書（様式 1）
- ② 承認済みの同等品確認書（同等品で参加する場合のみ提出すること）

(3) その他

- ① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された資料は、返却しない。
- ③ 契約担当者は、提出された資料を見積参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 受付期間以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。

3 指名業者の選定

市長は、1 (2) に基づき、資料の提出があった者の中から、宇和島市競争参加資格審査会の審査を経て、指名業者の選定を行うものとする。

4 見積通知

- (1) 市長は、指名業者を選定後すみやかに、見積通知書により通知を行うとともに、指名しなかった者については、非指名通知書によりその理由を付して通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含めない。）以内に、書面により、非指名理由について説明を求めることができる。
- (3) 市長は、非指名理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含めない。）以内に、書面により回答する。

5 仕様書等の閲覧及び質疑

仕様書等の閲覧は、公示日から見積提出期限の前日までとする。また、質疑の提出期限については、令和7年4月21日（月）正午までとし、質疑書に対する回答は令和7年4月22日（火）までにホームページに掲載する。

6 見積の日時、場所及び見積方法等

見積通知書に記載【見積提出期限予定日：令和7年5月20日（火）】

※ 本見積競争は、「宇和島市小中学校教育用タブレット端末ほか一式」の納入に係る費用及び「宇和島市小中学校教育用タブレット端末通信サービス」の令和8年1月1日から令和12年12月31日までの費用の合計金額（消費税抜き）を見積書記載金額とし、最低金額提示者を採用とする。

※ 見積者は「宇和島市小中学校教育用タブレット端末ほか一式」の納入業者とする。

※ 見積者と「宇和島市小中学校教育用タブレット端末通信サービス」の提供業者が異なる場合は、見積書に「宇和島市小中学校教育用タブレット端末通信サービス」の提供業者からの確約書を添付すること。

※ 見積書には「宇和島市小中学校教育用タブレット端末ほか一式」の納入に係る費用及び「宇和島市小中学校教育用タブレット端末通信サービス」に係る費用について、内訳書を添付すること。

7 その他

見積後に1(1)各号のいずれかを満たさないことが判明した場合は、その者のした見積は、見積に関する条件に違反した見積として宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）第7条の規定に基づき、無効として取り扱うものとする。

8 担当部署

(1) 契約担当部署

宇和島市 総務部契約検査室 契約係

(2) 発注担当部署

宇和島市 教育委員会学校教育課 指導係